

訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第24号

訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則

訓練生災害見舞金支給規則（平成24年岩手県規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(傷病見舞金)</p> <p>第7条 傷病見舞金は、訓練生であつて、次の各号のいずれかに該当する者が訓練上又は通所途上において負傷し、又は疾病にかかり、療養のために訓練を受けることができなかった日について支給する。</p> <p>(1) 次に掲げる給付金（以下「訓練手当等」という。）のいずれかの支給を受ける者</p> <p>ア <u>雇用対策法</u>（昭和41年法律第132号）第18条第2号の給付金</p> <p>イ <u>雇用対策法施行規則</u>（昭和41年労働省令第23号）附則第2条第1項第2号に規定する者に対する給付金</p> <p>ウ・エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(傷病見舞金)</p> <p>第7条 傷病見舞金は、訓練生であつて、次の各号のいずれかに該当する者が訓練上又は通所途上において負傷し、又は疾病にかかり、療養のために訓練を受けることができなかった日について支給する。</p> <p>(1) 次に掲げる給付金（以下「訓練手当等」という。）のいずれかの支給を受ける者</p> <p>ア <u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律</u>（昭和41年法律第132号）第18条第2号の給付金</p> <p>イ <u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則</u>（昭和41年労働省令第23号）附則第2条第1項第2号に規定する者に対する給付金</p> <p>ウ・エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。